

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 2 月 26 日 (月) 第 492 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿 児 島 県 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)

( 会 計 課 取 扱 い ) 1

## 規 則

鹿 児 島 県 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 6 年 2 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

### 鹿 児 島 県 規 則 第 4 号

鹿 児 島 県 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 会 計 規 則 ( 昭 和 62 年 鹿 児 島 県 規 則 第 30 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 記 第 19 号 様 式 そ の 1 ( 裏 ) , そ の 2 ( 裏 ) , そ の 3 ( 裏 ) 及 び そ の 4 ( 裏 ) 並 び に 別 記 第 54 号 様 式 ( 裏 ) 中 「 及 び 代 理 店 ( 鹿 児 島 銀 行 の 代 理 店 に 限 る 。 ) 」 を 削 る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿 児 島 県 会 計 規 則 別 記 第 19 号 様 式 及 び 別 記 第 54 号 様 式 に より 作 成 さ れ て い る 用 紙 は , 当 分 の 間 , 必 要 な 調 整 を し て 使 用 す る こ と が で き る。